

## 富山地方裁判所委員会（第6回）議事概要

### 1 開催日時

平成18年7月3日（月）午後2時30分～午後4時30分

### 2 開催場所

富山地方裁判所4階大会議室

### 3 出席者（五十音順，敬称略）

伊藤敏朗，牛丸美奈代，経田博子，佐藤真弘，田中常弘，忠田憲美，橋爪健一郎，濱谷元一郎，松本哲泓（委員長），山本正臣

### 4 進行次第

新委員の紹介，新委員のあいさつ

議事

#### ア 委員長の互選確認

別紙のとおり

#### イ 委員長代理の指名

別紙のとおり

#### ウ 「活発な裁判所委員会」調査アンケートの取扱いについて

別紙のとおり

#### エ テーマ「迅速な裁判を実現するために～裁判迅速化法施行をふまえて」の決定

#### オ 広報用ビデオ「知っていますか？裁判所」視聴

#### カ テーマの趣旨説明

別紙のとおり

#### キ 統計数値の説明

別紙のとおり

#### ク 意見交換

別紙のとおり

次回テーマ

「裁判員裁判を参加しやすいものとするために（仮題）」

次回期日

平成18年11月29日午後1時から

(別紙)

1 委員長の互選確認

委員（弁護士）から，法曹関係者以外の市民委員に委員長となってもらうのが相応しいとの提案があった。

委員長について特に立候補者がいなければ，私が務めることでよいかとの提案が松本委員からあり，多数支持により松本委員が委員長を務めることになった。

2 委員長代理の指名

委員長が，佐藤委員を委員長代理に指名した。

3 「活発な裁判所委員会」調査アンケートの取扱いについて

委員長から，アンケート自体は客観的に記入できる内容のものであり，実情を記入し回答することでよいかと提案があり，了承された。

4 テーマの趣旨説明

憲法で保障された国民の裁判を受ける権利（憲法32条）が実質的に意味をなすためには，裁判は，公正かつ適正に行われるだけでなく，迅速に行われることが必要である。平成13年6月に提出された司法制度改革審議会の意見書は，民事訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標として掲げた。これを受け，審理の充実，迅速化のための新たな制度が検討・整備されるなかで，平成15年7月16日に裁判の迅速化に関する法律が制定・施行された。同迅速化法に基づき，「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」が平成17年7月に公表され，専門的な知見を要する訴訟（医療関係訴訟や建築関係訴訟）や公害訴訟などの複雑な事件で相当長期の審理期間を要しているとされた。

富山地方裁判所でも，医療関係訴訟や建築関係訴訟等の専門訴訟について審理期間が長期化している傾向にあるが，専門委員制度の活用や，適切な鑑定人を早期に選任できるようにするための名古屋高裁のネットワークの活用，専門家調停委員による調停の活用により，迅速かつ充実した審理の実現に向けた取組を行っている。また，専門訴訟以外の訴訟でも，民事事件を例にすれば，最近では，争点整理の手續が早い段階から意識的に行われるようになり，その結果，争点を中心に，人証調べが本当に必要な証人に限定して行われ，さらには，1回の口頭弁論期日に複数人の人証を調べる集中証拠調べが実施されることで，審理期間の短縮（迅速な裁判の実現）に向けた取組がなされている。

裁判が長期化するのには，裁判所側と当事者側双方に要因がある。裁判所側に

ついで言えば、一般的なこととして、裁判官が法廷を開ける日が限られているという、施設面での制限、また、専門訴訟においては、裁判官がいかに適切に争点把握に務めその整理ができるか否か、当事者側において、訴えを提起するまでに十分な訴訟準備ができていないか否か、代理人の専門分野への知識の有無が審理期間を左右する要因として挙げられる。

## 5 統計数値の説明

(1) 平成13年からの富山地方裁判所本庁における民事訴訟事件について、事件類型別に平均審理期間を算出したところ、医療損害賠償事件と建築瑕疵損害賠償事件においては平均審理期間が2年を超えていた。

(2) 平成元年から平成16年までの富山地方裁判所（管内を含む。）刑事事件について、年度別に平均審理期間を算出した。平成16年について、刑事事件全体では3.2ヶ月（全国平均は3.2ヶ月）、否認事件では13.2ヶ月（全国平均9.4ヶ月）であった。なお、否認事件の平均審理期間が全国平均よりも大幅に長くなっている要因としては、平均審理期間は、対象年度に判決等が出た事件を対象に数値が算出されるものであるところ、平成16年については、審理に39ヶ月を要した著名事件2件（いずれも否認事件）が終局していることが挙げられる。

なお、平成16年に終局した富山地方裁判所（管内を含む。）の地裁刑事通常第一審は563件（延べ人員）であるが、これらの事件は、主に4人の裁判官で、他の事件も兼務しながら行われているのが実情である。

## 6 意見交換（委員長、委員）

統計数値からは、富山地方裁判所の事件は、何件かは審理に時間がかかっているものの、おおむね短期に終わっていることが伺われるが、裁判は、とかく時間がかかるといった印象を持たれがちだ。法曹関係以外の委員の方々はどのような印象をお持ちか。

テレビ、新聞で見る事件しか知らないが、こんな前の事件なのにまだ判断が下りていなかったのかという印象はある。審理に時間がかかることはこれまでの説明から理解できたが、一方で、原告等にすればその間つらいだろうなという思いはある。

事件が次々に起こっていることもあるが、記憶が薄くなったところに判決が出ている気はする。ただ、原告・被告それぞれが、早く判決が出たときに、良かった

と思うか、言いたいことが主張できて、納得した上でのことだったのかということが気にはなる。

見聞きするのは、地下鉄サリン事件等といった特異な事件になるが、そういった事件を例にすると、時間がかかりすぎている印象を受ける。国費を使っていることからしても、税金を払っている者として、納得のいかない部分がある。

最近では、いろんなことに対する物の見方や考え方が拙速にされている気がする。現実には、裁判はある程度時間がかかるものであり、そういう意味では、裁判に時間がかかりすぎているとは思わない。世間が物事を急いで考える風潮にある中で、その風潮に乗っかり裁判を迅速化してしまうと、主張したいことが主張できない等といったことが生じるのではないかと心配である。早く終わればよいというものではない。

否認事件とか難しい事件については、長くかかっているという印象がある。

民事事件、刑事事件ともに、特殊な事件については長く時間がかかっているが、そうでない事件については、わりと短期に終局していると思うし、統計上もそういう数値を示していると思われる。

審理期間の短縮に向けていろいろと工夫はされているだろうが、特殊事件は何かと準備が必要であろうから別として、それ以外の事件について開廷間隔が一ヶ月以上あるというのは、裁判所の施設や裁判に携わる者の人数に問題がある気がしないでもない。

弁護士の立場からの御意見を伺いたい。

日頃、相談を受けたり、事件を引き受けているの感想であるが、やはり裁判に時間がかかるという印象をもたれる方は多い。事件の進行状況や審理に期間が必要な理由は細かく説明し納得してもらってはいるが、例えば、損害賠償請求事件において、手元にお金がほとんどなく、生活にも困っているという状況では、少ない金額であっても、和解で早期に終わった方がよいという方もいるので、できるだけ時間をかけずに審理できることが望ましいと思う。

他方で、証拠が相手方に偏っている事件、例えば、大手企業を相手に訴えを起こすケースで、証拠は企業側にあり、企業側が持つ証拠を見せてもらわないと主張ができないという場合においては、そういったものが開示されていない段階で裁判が進められると、当事者に不満が生じる。

また、調査が必要な事件、例えば、医療過誤事件や建築瑕疵事件では、裁判所

において鑑定人を選任することも大変であるが、当事者側においても、本人の主張の裏付け、相手側から出された主張の当否についてすべて調べる必要があり、そのためには専門家に依頼しなければならないので、それなりの時間がかかるのは否めない。

もっとも、最終的には、勝訴すれば当事者からは納得してもらえるのかもしれないが、一部勝訴であったとき、あるいは敗訴のときであっても、本人の言い分を聞き、その部分を調べ、その部分について判決文の中で丁寧に説明されていれば、当事者も納得することも多い。

検察官の立場からの御意見はあるか。

地下鉄サリン事件は特殊な事件であるが、検察庁も審理期間の短縮に努めている。地下鉄サリン事件を例にすれば、証人の数を絞り、さらには、傷害の程度の軽い被害者に関する分については起訴を一部取り下げる等、前例のないことを行った。

今後も迅速かつ正確な裁判の実現に向けて努めていくが、取組の一つとして、富山地方検察庁では、起訴自体を早くさせることとし、在宅事件については送致から3ヶ月以内に起訴することを定め、3ヶ月経っても起訴できない事件は次席検事に、6ヶ月経っても起訴できない事件は検事正にその理由を報告することにした。

全国の裁判所が平均審理期間を算出したすと、各裁判所が審理期間の短縮を競い合うようになるのではないかと危惧する。裁判自体は基本的に時間をかけて行うものだ。どうして迅速性を争う必要があるのか疑問である。（法曹関係者以外からの意見）

裁判の迅速化について、勝訴できる事件については、早く判決が出ないと権利の救済にならず、そういう意味では早いに越したことはない。裁判が遅延するために、それが理由で和解するということが、権利の救済が実現されないということはあるのではない。迅速化に向けては、運用面においてこれまでも改善されてきたが、法律で2年以内に審理することが目標として定められ、さらには、検証するということが平均審理期間が数値として算出された。重要なのは、必要であれば時間をかけて審理すべきであるが、そうでない場合にまで時間がかかっていけば、どこにその原因があるかを分析し、改善すべきことは改善していくことだ。

複雑でない事件についても、次回期日が1ヶ月以上先に指定されているという

話があったが、裁判所の委員として何か述べることはあるか。

次回の期日を決めるときに、どれくらい準備期間が必要かということで代理人に尋ねると、「通常どおり（1か月先）」という言い方をされることが多いが、次回までに準備する事項が何かと考えた場合、事案によっては、何も1か月以上の間隔を空ける必要がない案件もあり、そういったときには、1週間後でどうですかと問うこともある。

次回期日までの間隔が空いてしまう要因として、法廷を使用できる日時が限られていることも挙げられる。その場合、訴訟がまだ争点整理の段階であれば、弁論準備手続期日を開いたり、電話会議システムを利用したりすることで、期日の間隔が不必要に空かないよう工夫している。

日本の裁判は、他の国と比較して時間がかかっているということはないか。迅速化は、司法の在り方・制度についてのグローバル・スタンダードを意識し、問題提起されているのではないか。

それぞれの国で制度が違うので、迅速化という意味での比較は難しいが、国際比較という意味では、知的財産権訴訟など特殊な事件以外では、ドイツ、アメリカ、フランス等と比較して日本の裁判が遅いということはなく、むしろ早いくらいであった。ただ、知的財産権訴訟の審理について、諸外国から指摘があったということは否めない。

国民1人当たりの弁護士の数も国によって異なることであるから、それらを一緒に国際比較するというのも無理のある話で、そういう考えを基本に迅速化について議論するのもどうかと思う。審理期間が長いかな否かの議論は、日本国民の感覚で、どれくらいが適当なのかという視点で考えればよいことである。

弁護士として、2年というのはどういう期間ととらえるか。

個人的には一律に2年以内に訴訟を終えるよう言われると難しいものがある。手元に証拠が無い上で本格的に争うとなると2年で訴訟を終えるというのは難しいし、当事者が全部資料を持ってきて、あとは主張を整理するだけであれば2年でも大丈夫という感じはする。

なお、早く終わられるような事件については、早く終わるように努力しましょうという意識付は、弁護士の間でも共有されていると思う。

裁判官の立場からはどうか。

位置付けとして、統計数値として審理期間を算出するのは、審理期間を競うた

めではなく、分析するためだと考えている。実際の訴訟運営においては、何かと工夫できる場面も多々あるわけであり、そういう中で、迅速化法で2年以内に事件を終局させるという目標があると、明確な目標がないときよりも、工夫した訴訟運営に向けてより努力しようという気持ちにもなるものである。

訴訟の長期化について、施設面や人的整備面での問題はないか、迅速化の障害にはどんな要因があるか、ともすれば、専門家を含めて考え方を考えてもらうことも必要なのではないかと等、長くかかる要因は何かを分析し、改善すべきところは改善しましょうというのが迅速化法や平均審理期間を算出する目的であると理解している。

裁判官や弁護士が事件を抱えすぎているのではないかと。そういった根本的なところを直すのがまず先決ではないかと。

裁判官を増員すると、裁判所書記官の人数も増員しなければならない。また、裁判官は、多種多様な事件を担当する中で、法廷を使用できる日時は限られている現状があるところ、例えば、1裁判官1法廷の割合で法廷が整備されれば、毎日開廷することが可能となり、期日の選択肢も増えることから、それだけでも裁判の迅速化につながると考えるが、増員及び施設の増設のどちらにしても国費の負担につながる事柄であることから難しい。現状では、見直せるところを一つずつ見直していくことが重要であると考えている。

裁判の迅速化は、不必要に裁判を長期化させないというところでとらえる必要があるが、一方で、2年以内に事件を終局させるという数値があるのだから、限られた人員、限られた施設の中でやり繰りし、一方で、必要なことには声を大にし、検察庁、弁護士会を含め、バランスよく改善されていくことが必要である。

今回のテーマは、特に意見がなければ、再び裁判員裁判についてとし、裁判員裁判の詳細が決まっていない今のうちに、皆さんからの意見を聴取することで、運用案策定の参考にしたいと考えている。また、富山地方裁判所の裁判員裁判の法廷が今年の秋にも完成する予定であり、皆様方には裁判員模擬評議を体験してもらいたいとも考えている。